

別表十六(一) 「定額法又はリース期間定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

- (1) この明細書は、減価償却資産について定額法又はリース期間定額法により償却額を計算する場合に使用します。

(注) リース期間定額法は、平成 10 年 10 月 1 日以後に締結するリース取引に係る契約の目的とされている減価償却資産について適用されます。

- (2) 措置法又は震災特例法による特別償却を行うものについても、この明細書によります。

- (3) 減価償却に関する明細書の提出について、この明細書に代えて令第 63 条第 2 項《減価償却に関する明細書の添付》の規定による合計表を添付する場合にも、この表の書式により記載します。

この場合、その記載に当たっては、「構造 2」から「事業の用に供した年月 4」まで、「残存価額又は見積残存価額 8」から「積立金の期中取崩額 11」まで、「耐用年数 14」、「償却率 15」、「翌期への繰越額の内訳」の「38」及び「39」の各欄の記載は必要ありません。

(注) 特別償却の対象になった減価償却資産については、措置法第 46 条《経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却》及び第 46 条の 2 第 1 項《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》の規定の適用を受けるものを除き、合計表によることはできませんので、ご注意ください。

- (4) 平成 18 年 4 月 1 日前に取得等をした資産でその取得価額が 30 万円未満であるものについて、平成 18 年改正前の措置法第 67 条の 8 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定の適用を受ける場合には、この表の「備考」欄に次の事項を記載して提出することにより少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の確定申告書等への添付に代えることができます。

(注) 別途、当該少額減価償却資産の明細を保管しておく必要があります。

- ① 取得価額 30 万円未満の減価償却資産について平成 18 年改正前の措置法第 67 条の 8 を適用していること。

- ② 適用した減価償却資産の取得価額の合計額は、〇〇〇円であること。

- ③ 適用した減価償却資産の明細は、別途保管していること。

(注) 例えば、「取得価額 30 万円未満の減価償却資産について平成 18 年改正前の措置法 67 の 8 の規定を適用している。また、適用した減価償却資産の取得価額の合計額は〇〇〇円であり、その明細は別途保管している。」などのように記載します。

- (5) 平成 18 年 4 月 1 日以後に取得等をした資産でその取得価額が 30 万円未満であるものについて、措置法第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定の適用を受ける場合には、別表十六(六)をご使用ください。

2 各欄の記載要領

この明細書は、種類等及び耐用年数の異なるごとに別行（当期の途中で事業の用に供したものについても別行とします。）に記載し、その種類等及び耐用年数の同じ資産については、その合計額により記載します。

ただし、特別償却の適用を受ける資産は、他の資産と区分して別行に記載してください。

(注) 以下の表において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりです。

- (1) 「評価換え等」とは、平成 18 年 10 月 1 日前に行う平成 18 年改正前の令第 48 条第 6 項第 3 号に規定する評価換え等及び同項第 6 号に規定する時価評価並びに平成 18 年 10 月 1 日以後に行う令第 48 条第 6 項第 3 号に規定する評価換え等をいいます。

- (2) 「期中評価換え等」とは、平成 18 年 10 月 1 日前に行う平成 18 年改正前の令第 48 条第 6 項第 4 号に規

定する会社更生等評価換え及び同項第 5 号に規定する民事再生等評価換え並びに平成 18 年 10 月 1 日以後に行う令第 48 条第 6 項第 4 号に規定する期中評価換え等をいいます。

- (3) 「期末評価換え等」とは、平成 18 年 10 月 1 日前に行う平成 18 年改正前の令第 48 条第 6 項第 3 号に規定する評価換え等及び同項第 6 号に規定する時価評価のうち、同項第 4 号に規定する会社更生等評価換え及び同項第 5 号に規定する民事再生等評価換え以外のもの並びに平成 18 年 10 月 1 日以後に行う令第 48 条第 6 項第 3 号に規定する評価換え等のうち、同項第 4 号に規定する期中評価換え等以外のものをいいます。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「種類 1」、「構造 2」及び「細目 3」	耐用年数省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造及び細目に従って記載しますが、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を「構造 2」に記載してください。	
「事業の用に供した年月 4」	当期の途中で事業の用に供した資産について、その事業の用に供した年月を記載します。	
「取得価額又は製作価額 5」	減価償却資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、次に掲げる減価償却資産の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において、この欄の上段に外書として、その増額された金額を記載します。 (1) 当期前の各事業年度又は各連結事業年度（以下「事業年度等」といいます。）において、期末評価換え等が行われた減価償却資産……当該期末評価換え等が行われた事業年度等後の各事業年度 (2) 当期以前の各事業年度等において、期中評価換え等が行われた減価償却資産……当該期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度	1 評価換え等に係る外書の金額の記載は、次の場合に行います。 (1) 期末評価換え等が平成 16 年 4 月 1 日以後に行われた場合 (2) 期中評価換え等のうち、法第 25 条第 2 項若しくは第 33 条第 2 項に規定する法律の規定に従って行う評価換えが平成 17 年 4 月 1 日以後に行われた場合（同日前に会社更生法等の規定に従って評価換えがあった場合には、(1)によります。）又は民事再生等評価換え (3) 期中評価換え等のうち非適格株式交換等時価評価が平成 18 年 10 月 1 日以後に行われた場合 2 評価換え等のうち連結時価評価又は時価評価に係る外書の金額の記載は、平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度等において行います。
「圧縮記帳による積立金計上額 6」	圧縮記帳により損金の額に算入する金額を帳簿価額の減額に代えて積立金（確定した決算において積み立てたもの（決算確定の日までに剰余金の処分により積み立てたものを含みます。）をいい、税効果会計を採用している場合には、その積立金に係る税効果相当額を含みます。以下同	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	じ。)に計上した場合に、その積立金に計上した金額のうち、損金の額に算入された金額を記載します。	
「差引改定取得価額 7」	「5」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	
「残存価額又は見積残存価額 8」	(1) 有形減価償却資産（坑道を除きます。）については、「差引改定取得価額 7」の金額の 10%に相当する金額を記載するとともに、「()」には、「差引改定取得価額 7」の金額の 5%に相当する金額を記載します。 ただし、令第 48 条第 1 項第 6 号に規定する国外リース資産（以下「国外リース資産」といいます。）については、その国外リース資産をその賃貸借の終了の時に譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を記載し、「()」には記載を要しません。 (2) 牛馬果樹等については、耐用年数省令別表第十で定める割合により計算した金額（牛及び馬については、その金額が 10 万円を超える場合には、10 万円）を、坑道及び無形固定資産については 0 と、それぞれ本書として記載します。	
「期末現在の帳簿価額 9」	法人計算の期末帳簿価額を記載します。	
「期末現在の積立金の金額 10」及び「積立金の期中取崩額 11」	圧縮記帳に係る積立金、平成 18 年 4 月 30 日以前に終了した事業年度において平成 18 年改正前の令第 80 条《国庫補助金等で取得した固定資産等についての圧縮記帳に代わる経理方法》等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和 42 年 5 月 31 日以前に開始した事業年度において昭和 42 年改正前の法第 31 条《減価償却資産の償却費の計算及びその償却方法》の規定により償却に係る引当金を設けている場合に、その積立金又は引当金について記載します。	
「定額法又はリース期間定額法による償却額計算の基礎となる金額 13」	国外リース資産につき次に掲げる評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額又は減額された場合には、その評価換え等の直後の帳簿価額から見積残存価額を控除した後の金額を記載します。 (1) 当期前の各事業年度等において行われた期末評価換え等 (2) 当期以前の各事業年度等において行われた期中評価換え等	
「耐用年数 14」	耐用年数省令別表第一から別表第八までに定める耐用年数を記載します。	
「償却率 15」	耐用年数省令別表第九に掲げる償却率（耐用年数省令第 4 条第 2 項《事業年度が 1 年未満の場合の償却率》）の規定の適用を受ける場合には、同条第 1 項に規定する定額法の償却率に暦に従って計算した当期の月数を乗じて 12 で除した償却率）を記載します。	耐用年数省令第 4 条第 2 項の規定により計算した定額法の償却率は、小数点以下 3 位未満の端数は切り上げます。
「リース期間の月数 16」及び「当期に含まれるリース期間の月数 17」	令第 48 条第 1 項第 6 号に規定するリース取引に係る契約において定められている国外リース資産の賃貸借の期間の月数及び当期におけるその国外リース資産の賃貸借の期間の月数を記載します。 なお、その国外リース資産につき、評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額又は減額された場合には、次に掲げる各事業年度において、それぞれ次の月数を	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	記載します。 (1) 期末評価換え等が行われた事業年度等後の各事業年度 「16」には、その国外リース資産の賃貸借の期間のうちその期末評価換え等が行われた事業年度等終了の日後の期間の月数を記載し、「17」には、「16」に記載したリース期間のうち当期に含まれる期間の月数を記載します。 (2) 期中評価換え等が行われた事業年度等以後の各事業年度 「16」には、その国外リース資産の賃貸借の期間のうちその期中評価換え等が行われた事業年度等開始の日（当該事業年度等がその国外リース資産を賃貸の用に供した日の属する事業年度等である場合には、同日）以後の期間の月数を記載し、「17」には、「16」に記載したリース期間のうち当期に含まれる期間の月数を記載します。	
「算出償却額 18」	次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 定額法により償却限度額の計算を行う場合 $(13) \times (15) \text{ 又は } (13) \times \frac{(17)}{(16)}$ なお、当期の途中で事業の用に供したものについては、更にその金額にその事業の用に供した日以後の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。）を乗じ、これを当期の月数で除した金額を記載します。 (2) リース期間定額法により償却限度額の計算を行う場合 $(13) \times (15) \text{ 又は } (13) \times \frac{(17)}{(16)}$	令第 60 条の 2（陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例）の規定の適用を受けた場合には、その陳腐化償却限度額をこの欄及び「合計 27」欄にそれぞれ外書きします。この場合には、償却限度額の計算の明細を別紙に記載して添付してください。
「増加償却額 19」	令第 60 条（通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例）に規定する増加償却の適用を受ける場合に、規則第 20 条（増加償却割合の計算）の規定により計算した増加償却割合を「（ ）」に記載するとともに、「算出償却額 18」の金額にその割合を乗じた金額を本書として記載します。	この場合には、令第 60 条の届出書を所轄の税務署長に提出するとともに、平均的使用時間を超えて使用したことを証する書類を保存していなければなりません。
「租税特別措置法適用条項 21」及び「割増償却額 22」並びに「租税特別措置法適用条項 23」及び「特別償却額 24」	措置法又は震災特例法による割増償却に関する規定又は特別償却に関する規定の適用を受ける場合に、その割増償却率又は特別償却率を「（ ）」に記載するとともに、その割増償却額又は特別償却額を本書として記載します。	震災特例法の規定の適用を受ける場合には、各欄中「租税特別措置法」とあるのは「震災特例法」として記載します。
「計 25」	「22」又は「24」に記載した金額のうち、措置法第 52 条の 3（準備金方式による特別償却）（震災特例法第 17 条第 5 項又は第 18 条第 4 項の規定によりみなして適用する場合を含みます。）の規定により特別償却準備金として積み立てるものについて、その積立てに係る特別償却限度額を外書として記載し、それ以外の特別償却限度額を本書として記載します。	この外書の金額は、別表十六（八）「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」の「当期の特別償却限度額 8」へ移記します。
「前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額 26」	青色申告法人が特別償却限度額につき損金経理により償却額を計上する方法を採用した場合に生じた特別償却不足額のうち当期首前 1 年以内に開始した事業年度等に係るものの合計額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	なお、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下「適格組織再編成」といいます。）により特別償却対象資産の移転を受けた場合で措置法第 52 条の 2 第 5 項に定める合併等特別償却不足額があるときは、当該金額を記載します。	
「当期償却額 28」	償却費として損金経理をした金額を記載します。	特別償却準備金として積み立てた金額は、償却費として損金経理をした金額ではありません。
「前期からの繰越額 31」	(1) 法第 31 条第 5 項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）に規定する減価償却資産について同項に規定する満たない部分の金額（以下「帳簿記載等差額」といいます。）がある場合には、それぞれ次の区分に応じ、それぞれ次の事業年度において当該帳簿記載等差額をこの欄の上段に外書として記載します。 ① 適格組織再編成により移転を受けた減価償却資産……当該適格組織再編成の日の属する事業年度 ② 合併、分割、現物出資（適格合併、適格分割又は適格現物出資を除きます。以下「合併等」といいます。）により移転を受けた減価償却資産……当該合併等の日の属する事業年度 ③ 民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産……当該民事再生等評価換えが行われた事業年度 ④ 連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり時価評価が行われたことにより帳簿価額が増額された減価償却資産……当該時価評価が行われた事業年度の翌事業年度 ⑤ 非適格株式交換等時価評価が行われたことにより、帳簿価額が増額された減価償却資産……当該非適格株式交換等時価評価が行われた事業年度 (2) 前期の「差引合計翌期への繰越額 34」に外書の金額がある場合には、前期の「34」の本書の金額と外書の金額との合計額を記載します。	
「償却不足によるもの 32」	当期に償却不足額がある場合において、前期から繰り越された償却超過額があるときは、その償却不足額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。 なお、「31」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	
「積立金取崩しによるもの 33」	当期に圧縮記帳に係る積立金、平成 18 年改正前の令第 80 条等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和 42 年改正前の法第 31 条の規定による償却に係る引当金を取り崩した場合において、その積立金、平成 18 年改正前の令第 80 条等の規定による圧縮記帳に係る引当金及び昭和 42 年改正前の法第 31 条の規定による償却に係る引当金が設定されている減価償却資産に係る償却超過額（当期に生じた償却超過額を含みます。）があるときは、その取り崩した金額に達するまでは損金に認容されますから、その認容される金額を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	なお、「31」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。	
「差引合計翌期への繰越額 34」	「31」の外書の金額がある場合には、その金額を含めて計算します。 また、減価償却資産につき連結納税の開始又は連結納税への加入に当たり評価換え等のうち連結時価評価又は時価評価が行われたことにより評価損が生じた場合、その連結時価評価又は時価評価が行われた事業年度等のこの欄に減価償却超過額の記載があるときには、当該評価損の金額と当該減価償却超過額の金額とのいずれか少ない金額を△印を付して外書きします。 この場合、そのいずれか少ない金額を別表五(一)又は別表五の二(一)付表の「区分」の欄に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。	
「償却不足額」の各欄	青色申告法人に限り、記載します。	
「当期において切り捨てる償却不足額又は合併等特別償却不足額 36」	当期の末日以前1年以内に開始した事業年度前の事業年度等において生じた特別償却不足額又は適格組織再編成により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第52条の2第5項に定める合併等特別償却不足額で当期末までに損金の額に算入されなかった金額を記載します。	
「当期分不足額 39」	「合計 27」の金額から「当期償却額 28」の金額及び「前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額 26」の金額又は「償却不足によるもの 32」の金額を控除した金額と、「計 25」の金額とのうち、いずれか少ない金額を記載します。	
「合併等特別償却不足額 40」	適格組織再編成により移転を行った特別償却対象資産に係る措置法第52条の2第5項に定める合併等特別償却不足額の金額を記載します。	

3 付表の添付

措置法又は震災特例法の規定による特別償却の適用を受ける場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。

なお、この付表の用紙は税務署の窓口にありますので、ご利用ください。

4 証明書等の添付

特別償却制度についてその適用を受けるときは、所定の証明書等が必要とされます。この場合の各特別償却制度ごとに必要とされる証明書等及びその保存要件又は確定申告書等への添付要件は、次表に掲げるとおりとされています。

(注) 次表は平成 18 年 4 月 1 日現在の法令に基づいています。

特 別 償 却 の 種 類	該 当 条 項	必 要 と さ れ る 証 明 書 等	保 存 要件	添 付 要件
特定設備等の特別償却	措置法 43①表一	特別償却の対象とされるものが中小企業者以外の法人の一定の新増設設備である場合は、措置法規則 20 の 6 ③又は		○

特 別 償 却 の 種 類	該 当 条 項	必 要 と さ れ る 証 明 書 等	保 存 要件	添 付 要件
		⑤に規定する書類		
		特別償却の対象とされるものが更新設備である場合は、措置法規則 20 の 6 ⑦、⑨又は⑩に規定する書類		○
		特別償却の対象とされるものが畜産業を営む法人の家畜排せつ物処理・保管用施設である場合は、平成 18 年改正前の措置法規則 20 の 6 ①に規定する書類		○
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	措置法 43 の 2 ①	措置法令 28 の 2 ①二に規定する証明に係る書類	○	
事業革新設備の特別償却	措置法 44 の 3 ①	措置法規則 20 の 10 二に規定する書類の写し		○
特定電気通信設備等の特別償却	措置法 44 の 4 ①表一	措置法令 28 の 7 ① に規定する証明に係る書類	○	
	措置法 44 の 4 ①表二	措置法令 28 の 7 ②に規定する証明に係る書類	○	
	措置法 44 の 4 ①表三	措置法令 28 の 7 ⑤に規定する証明に係る書類	○	
商業施設等の特別償却	措置法 44 の 5 ①表二	措置法令 28 の 8②に規定する証明に係る書類	○	
	平成 18 年改正前の措置法 44 の 7 ①表四	平成 18 年改正前の措置法規則 20 の 12 ①又は②に規定する証明に係る書類		○
製造過程管理高度化設備等の特別償却	措置法 44 の 8 ①	措置法規則 20 の 9①に規定する証明に係る書類		○
医療用機器等の特別償却	措置法 45 の 2 ①二	措置法規則 20 の 17①に規定する書類の写し又は書類		○
	措置法 45 の 2 ④	措置法規則 20 の 17⑥に規定する書類		○
経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却	平成 17 年改正前の措置法 46①一	平成 17 年改正前の措置法令 29①に規定する証明書	○	
	平成 14 年改正前の措置法 46①一	平成 14 年改正前の措置法令 29①に規定する証明書	○	
		割増償却の対象とされる漁船が燃料の使用の合理化に著しく資するものに該当する場合は、平成 14 年改正前の措置法規則 20 の 17 に規定する書類の写し		○
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	措置法 46 の 2 ①	割増償却の対象とされる資産が車両及び運搬具に該当する場合は、措置法令 29 の 2②に規定する証明に係る書類	○	
		措置法令 29 の 2 ⑨及び⑩に規定する証明に係る書類	○	

特 別 償 却 の 種 類	該 当 条 項	必 要 と さ れ る 証 明 書 等	保 存 要件	添 付 要件
	措置法 46 の 2 ②表一	措置法規則 20 の 18①に規定する書類		○
	措置法 46 の 2 ②表二から四まで	措置法規則 20 の 18②に規定する書類		○
	措置法 46 の 2 ②表五	措置法規則 20 の 18③に規定する書類		○
農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却	措置法 46 の 3 ①一	措置法規則 20 の 19①一に規定する書類		○
	措置法 46 の 3 ①二	措置法規則 20 の 19①二に規定する書類		○
	措置法 46 の 3 ①三	措置法規則 20 の 19①三に規定する書類		○
	措置法 46 の 3 ①四	措置法規則 20 の 19①四又は五に規定する書類		○
	措置法 46 の 3 ①一から四まで共通	措置法規則 20 の 19④に規定する書類 (割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)		○
	平成 18 年改正前の措置法 46 の 3 ①二	平成 18 年改正前の措置法規則 20 の 19④に規定する書類		○
		平成 18 年改正前の措置法規則 20 の 19⑤二に規定する書類 (割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)		○
	平成 16 年改正前の措置法 46 の 3 ①二	平成 16 年改正前の措置法規則 20 の 19⑤⑦に規定する書類		○
		平成 16 年改正前の措置法規則 20 の 19⑨二に規定する書類 (割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)		○
優良賃貸住宅等の割増償却等	措置法 47③	措置法規則 20 の 20②に規定する書類		○
	措置法 47⑤一	措置法規則 20 の 20③一に規定する書類の写し		○
	措置法 47⑤二	措置法規則 20 の 20③二に規定する書類の写し		○
	平成 18 年改正前の措置法 47①	措置法規則 20 の 20①に規定する申請書の写し及び書類の写し (割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)		○
	平成 16 年改正前の措置法 47①二イ	平成 16 年改正前の措置法規則 20 の 20③に規定する書類の写し、確認通知書の写し及び検査済証の写し (割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)		○
	平成 16 年改正前の措置法 47①二ロ	平成 16 年改正前の措置法規則 20 の 20④に規定する書類、確認通知書及び検査済証の写し並びに同項各号に定める書類 (割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)		○

特 別 償 却 の 種 類	該 当 条 項	必 要 と さ れ る 証 明 書 等	保 存 要件	添 付 要件
特定再開発建築物等の割増償却	措置法 47 の 2 ①	措置法規則 20 の 21⑤に規定する書類(割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)		○
倉庫用建物等の割増償却	措置法 48①	措置法規則 20 の 22⑤に規定する書類(割増償却の適用を受ける最初の事業年度のみ)		○

5 根拠条文

法 31、令 48、56～63、平成 16 年改正令附則 2、5、6、規則 9 の 3～21 の 3、耐用年数省令、措置法 42 の 5 ①、42 の 6 ①、42 の 7 ①、42 の 10①、42 の 11①、43～48、52 の 2、67 の 5、平成 18 年改正前の 67 の 8、措置法令 27 の 5～11、28～30、措置法規則 20 の 2～20 の 5 の 2、20 の 6～20 の 22、震災特例法 17、18、震災特例法令 15、16、震災特例法規則 8